

武蔵野市立保育園のあり方検討有識者会議（第2回） 委員質問まとめ

項目	内容	回答
<p>市全体の保育の質の維持・向上のための具体的施策展開</p>	<p>あり方検討庁内委員会報告書 p 6 に具体的な事業として4項目あげられています。3点目の保育アドバイザーの巡回指導については、話を伺っているが、その他3項目の実施状況や園の参加率（特に最近の開園した園や設置主体別など）がわかりますか。</p>	<p>○市立保育園職員を中心とした「武蔵野市保育のガイドラインの見直し」について 「武蔵野市保育のガイドライン」の見直しについて、保育所保育指針の平成30年4月1日改訂、令和2年4月に「武蔵野市第六期長期計画」と「第五次子どもプラン武蔵野」がスタートすること、国の制度変更など保育をめぐる情勢が大きく変化していることから見直しをしている。令和元年度は、6月から令和2年1月にかけて、園長会議等で検討をした。公立保育園・協会園の園長会議で検討後、公民合同園長会議で意見交換交換をし、内容の確認を行った。保健と栄養については、各専門会議で検討。令和2年度中に改訂する予定。</p> <p>○園長会議、保健会議、栄養士会議や各種専門研修などの開催 園長会議：年12回開催。公立・協会園をはじめ、市内認可保育所の円滑な運営を目指し、市の施策に基づいて、園を運営していくための検討及び方針の決定を行う。また、保育現場の実情に応じて、必要な施策の提案を行う。公立園の園長がリーダーで進めている。 公民合同園長会議は、年6回（奇数月）開催。 保健会議：年11回開催。乳幼児の発育・発達を保障するための日々の健康観察と対応、生活環境などについて情報交換・連絡連携を行う。 公民合同保健会：年2回開催。ガイドライン検討やリスクマネジメント調査のフィードバックや保健指導についての情報交換を行う。 栄養士会議：年12回開催。献立について（検討、作成、反省）の他、衛生、食育等について情報交換、連絡連携を行う。 公民合同栄養士会：年3階開催。ガイドライン検討やリスクマネジメント調査のフィードバックや食育等についての情報交換を行う。 各種専門別研修：園長研修年4回、合同園長研修年3回。保健研修年3回開催。合同保健研修年2回開催。栄養士研修：年1回開催。合同栄養士研修年2回開催。</p> <p>○各地域の保育施設の情報交換、各種研修を目的とした地域連絡会の開催 地域連絡会：市内を境地域・境南地域・中央地域・東地域の4つに分け、認可保育所・地域型保育事業が参加し、年2回開催。各地域の情報交換と交流。地域ごとのテーマに沿って取り組んでいく。地域ごとのテーマについては、公立保育園の副園長が中心となり地域別会議を行い検討。 令和元年度地域連絡会の開催：＜1回目＞中央北地域7月24日、中央南地域7月17日・東地域6月24日・境地域7月9日・境南地域6月26日。＜2回目＞中央地域11月15日・東地域11月26日・境地域11月14日・境南地域11月22日。 地域全体会：各地域の取り組みや特徴を知らせ、各地域の活動を推進していく。具体的な地域連携の取り組みを知り、各施設が主体的に連携の取り組みに関わっていく。各地域の保育士交流のきっかけにしていく。令和元年12月17日に実施。保育所29園（72名）小規模・事業所内15園（19名）家庭的6園（9名）合計100名参加。</p>

武蔵野市立保育園のあり方検討有識者会議（第2回） 委員質問まとめ

項目	内容	回答
その他	「財政援助出資団体」の説明として、市のHPでは「市が出資等を行い、団体の行う業務が市政と極めて密接な関連を有している団体又は市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要する団体です。」とありますが、「出資」あるいは「財政支出」の具体的な内容について、詳細でなく大まかで構いませんので教えてください。例えば、協会立に派遣されている公立職員の人件費は市が負担しているという事でしょうか。	※別途ご説明いたします。
その他	協会立園へ公立職員が派遣されている理由はわかりますが、公立園に協会職員が派遣されている理由（派遣されていることを認識しておりませんでした）を教えてください。	協会職員は公立園に研修期間として派遣され、公立園の職員から保育について学ぶことを目的としています。
その他	協会立園には、民間園として交付された委託費などの財源に加えて協会が賃金を負担しない公立職員が配置されているため運営費に余裕が生じると思われますが、その分は職員の処遇改善や職員の増員などに使用されているのでしょうか。	協会立園に派遣されている公務員保育士の賃金については、運営費や補助金等も財源とし、不足分を市から補填し、子ども協会から支給しています。協会職員保育士には市の給与表に準じた賃金を支給していることにより、子ども協会独自の賃金改善は行っておらず、処遇改善は基礎分のみを申請、キャリアアップ補助金は受入れ後、返還をしています。
その他	「庁内委員会報告書」p.6 (1)①4行目「施設の突然の閉鎖の可能性」とは、具体的にどのような場合を想定していますか。個人的には、在園している子どもたちの受ける傷や負担を考えると、最善の利益を考慮するまでもなくあってはならない事態であり、保育の実施責任を持つ市としても認可する以上委託された保育の実施について責任を果たせる施設を選ぶべきだと考えます。「緊急時に受け入れ等対応可能な市立保育園」についても、現状では公立園は定員を満たしており設備も人員も受け入れる余地があるとは思えませんが閉鎖を前提として掲げるのはいかがなものかと思えます。	他自治体において保育士不足が原因で閉鎖をした事例がありました。厳正なプロポーザルや指導検査等で未然に閉鎖を防ぐことは当然ですが、株式会社立園が増えてきている状況もあり、今後あり得るリスクの1つと考え、市立保育園の役割として記載しています。
その他	旧定義での待機児童数（R2年までの5年程度）。	平成28年度 609人、平成29年度 655人、平成30年度 524人、令和元年度 491人、令和2年度 422人となっています。
市全体の保育の質の維持・向上のための具体的施策展開	1年目保育士などの研修等はどのように行われているのでしょうか。	公務員保育士と協会職員保育士とは研修も違います。公務員保育士は、市の人材育成計画による武蔵野市の市職員としての研修を受けます。協会職員保育士は、協会の研修計画による研修を受けます。公務員保育士は、市の職員（公務員）としての研修を受けることが協会職員との一番の違いです。
その他	武蔵野市保育のガイドラインP11の「武蔵野市子育て支援ネットワーク」の構築と記載されていますが、どのようなネットワークが構築されているのでしょうか。	子ども家庭支援センターが中心となり、武蔵野警察署・東京都杉並児童相談所・児童養護施設・児童福祉施設・東京都多摩府中保健所・健康課・保育所・小中学校・幼稚園・NPO法人等子育て支援団体・医師会等・民生児童委員・市内部関係機関との連携が武蔵野市子育て支援ネットワークとなっています。武蔵野市子育て支援ネットワークの組織としては、個別ケース検討会議・実務者連絡会議・ネットワーク会議が行われています。